

意見書第 1 号

30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、「教育は未来への先行投資」であることが多くの国民の共通認識となっているが、日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多い状況である。

日本の小中学校で、31人以上の学級に在籍する児童生徒の割合は、文科省調査によれば小学校54%、中学校82%であり、子どもたちは様々な価値観や個性・ニーズを持っており、小1プロブレム・中1ギャップへの対応も必要となっている。

このため、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があり、保護者へのアンケートによると、「保護者が思う適正な1クラスの児童生徒数」は、30人(45.4%)、25人(20.5%)、20人(16.0%)、35人(8.4%)の順となっている。

このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであり、国民の願いであることから、OECD諸国並みの教育環境を整備するために、標準定数法を改正し、国の財政負担と責任で学級編制を30人以下とすべきである。

また、教育予算については、GDPに占める教育費の割合は、OECD諸国の中で日本はトルコに次いで下位から2番目となっている。(GDPに占める教育費の割合:OECD平均4.9%、日本3.3%) また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は、2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。

将来を担う子どもたちへの教育は極めて重要であり、子どもたちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、教育水準が維持向上されるように施策を講じる必要がある。

こうした観点から、2011年度政府の概算要求に向け、下記事項について早急に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 昨年行われた総選挙の際の各党のマニフェストや政策集に位置付けている少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月30日

たつの市議会議長 井上 仁

内閣総理大臣 菅 直 人
財務大臣 野 田 佳 彦
文部科学大臣 川 端 達 夫
総務大臣 原 口 一 博

殿

